

鳥取県告示第510号

平成21年鳥取県告示第173号（鳥取県青少年健全育成条例に基づく図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年8月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
団体の名称	当該団体が定める方法	団体の名称	当該団体が定める方法
<u>一般社団法人</u> コンピュータソフトウェア倫理機構	略	コンピュータソフトウェア倫理機構	略
略		略	
<u>一般社団法人</u> 日本映像倫理審査機構	略	日本映像倫理審査機構	略
略		略	